

沖労委平成25年（不）第1号事件 事件の概要

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X ₁ 職員会 組合員数：248人 X ₂ 労働組合 組合員数：212人 X ₃ 労働組合 組合員数：189人			国立大学法人 Y大学 業 種：教育、学習支援業 従業員数：4,039人		
申立年月日	平成25年3月13日			終結年月日	平成26年2月28日	
所要日数	353日			終結区分	一部救済	
審査状況	調査回数	4回	審問回数	2回	和解協議回数	5回
審査委員長	宮城 和博	審査委員	宮尾 尚子	参与委員	(労)益田原 辰彦 (使)石川 眞一	
請求する救済の内容	1 団体交渉に誠実に応じること 2 支配介入の禁止 3 謝罪文の掲示					
	労働組合法第7条 該当号			第2号、第3号		
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】 被申立人が、退職手当削減に係る団体交渉において、被申立人の経営実態に応じた説明と資料の開示等を行っていないこと、第4回団体交渉において組合員が「決裂」発言をしたことを理由にその後の団体交渉を拒否していること、被申立人の規則に基づかずに退職手当削減に係る就業規則の変更届出に伴う過半数代表選出手続を求めたこと及び団体交渉議事録への署名押印を拒否していることは労組法第7条2号及び3号の不当労働行為に該当する。</p> <p>【被申立人】 退職手当削減に係る団体交渉において、削減の合理的かつ高度な必要性について十分説明し、説明に必要な予算状況等の資料を提供するなどして誠実に交渉した。 第4回の団体交渉で労使双方が決裂を確認したため、以後の団体交渉を行っていないのであり正当な理由がある。 また、退職金削減に係る就業規則変更のための過半数代表者選出手続や団体交渉議事録の署名押印に係るやりとりの中で、支配介入に該当するような行為はしていない。</p>						
経過及び主文						
<p>【経過】 平成25年3月13日の申立て後、委員調査4回、審問2回を行った。この間、和解協議を5回行ったが不調に終わった。 平成26年2月25日第339回公益委員会会議において命令を決定の上、同年2月28日に命令書を交付し、本件は終結した。 なお、今後の良好な労使関係の構築のため、命令書に和解協議の状況を踏まえ次のとおり記載した。 被申立人に対しては、今後の団体交渉に当たっては、国立大学法人の職員の退職手当の支給基準は国立大学法人法にて当該法人の業績及び社会の一般情勢を踏まえて決定されるものと定められており、国家公務員の支給基準がそのまま準用されるものではないことに鑑み、組合らの質問、要求事項に対し、第4回団体交渉終了以降明らかとなった国からの運営費交付金削減額、大学全体における予算の具体的な執行状況等を踏まえつつ、退職手当削減の根拠、緩和措置ないし代償措置の可否等について、より具体的かつ丁寧な説明をすることが望まれる。</p> <p>【主文】 1 被申立人は、退職手当削減に関する団体交渉について、平成24年12月12日開催の第4回団体交渉をもって決裂したとの理由で、これを拒否してはならない。 2 申立人らのその余の申立てを棄却する。</p>						